

京都市告示第 479 号

平成 21 年 4 月 6 日京都市告示第 57 号（京都市大学のまち交流センター条例の別に定める大学）の一部を平成 21 年 8 月 26 日に次のように改めました。

平成 22 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

第 47 項を削り, 第 48 項から第 51 項までを 1 項ずつ繰り上げました。

（総合企画局市民協働政策推進室）